

役員等報酬規程

(目的)

第1条 社会福祉法人希望の里の役員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(役員等の定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、下記の者をいう。

- (1)理事
- (2)監事
- (3)評議員
- (4)評議員選任・解任委員

(報酬支給基準)

第3条 前条第1項に掲げる者が理事長の指示或いは理事会の委任を受け下記の業務を行う場合、同法人の定款又は理事会が定める関係規程に基づき、以下の規定にて報酬として日当と交通費等を支給する。ただし、施設長等の施設の職員である役員等に本規定は適用しない。

(1)理事・監事が、理事会及び評議員会に出席したとき。

日 当：6,000円（ただし、源泉徴収額を差し引いた額とする。以下同じ。）

交通費：実費額。ただし、自家用車の場合は、次の算定式により算出された額。

往復の距離(km) × 136円 × 0.1

(2)監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したとき。

日 当：6,000円（ただし、源泉徴収額を差し引いた額とする。以下同じ。）

交通費：実費額。ただし、自家用車の場合は、次の算定式により算出された額。

往復の距離(km) × 136円 × 0.1

(3)評議員が評議員会に出席したとき。

日 当：10,000円（ただし、源泉徴収額を差し引いた額とする。以下同じ。）

交通費：実費額。ただし、自家用車の場合は、次の算定式により算出された額。

往復の距離(km) × 136円 × 0.1

(4)評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したとき。

日 当：10,000円（ただし、源泉徴収額を差し引いた額とする。以下同じ。）

交通費：実費額。ただし、自家用車の場合は、次の算定式により算出された額。

往復の距離(km) × 136円 × 0.1

(報酬の精算)

第4条 役員等の報酬は原則として任務終了後精算支払いとするが、必要ある場合は事前に概算額を支払い、任務終了後精算することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。但し、第3条(4)については、平成29年2月1日から施行するものとする。

社会福祉法人希望の里常勤役員報酬規程は、平成29年3月31日をもって、廃止する。

社会福祉法人希望の里役員等費用弁償規程は、平成29年3月31日をもって、廃止する。